ニ　税務職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～４　（略）

５　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ホ　公安職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第３項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第３項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１　（略）

２　この表の適用を受ける職員で、有する経験年数が１年未満のものに対する第12条第１項の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ８号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。

リ・ヌ　（略）

ル　研究職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

ニ　税務職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～４　（略）

５　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ホ　公安職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第３項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第３項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１　（略）

２　この表の適用を受ける職員で、その職務の級を１級に決定されたものに対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ８号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員に第15条第１項の規定を適用する場合には、同項中「５年を超える経験年数」とあるのは「３年を超える経験年数」と、同項第３号中「経験年数」とあるのは「経験年数から２年を減じた経験年数」とする。

リ・ヌ　（略）

ル　研究職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）